

令和6年度 障害者任免状況(令和6年6月1日現在)

	算定の基礎となる 職員の数	障害者である 職員の数	実雇用率	法定 雇用率	不足数
令和6年	1338 人	30.5 人	2.28%	2.8%	6.5 人

(注 1) 「算定の基礎となる職員の数」は職員総数から除外職員数および除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数です。

(注 2) 「障害者である職員の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員並びに3年以内に手帳の交付を受けた精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントしています。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしています。

(注 4) 法定雇用障害者数は、(注 1)の算定の基礎とある職員数に法定雇用率を乗じて得た数(人数のため1人未満切り捨て)であるため、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、法定雇用障害者数を達成する場合があります。

(注 5) 八千代市は法第 42 条の規定による特例認定を受けているため、八千代市教育委員会及び八千代市上下水道局に勤務する職員を合算して通報しています。